号外第三十二 믁

平成十四年

曜

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

六月四日 火

日

簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する 定により、平成十四年七月二十日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規

期間を次のとおり定める。

平成十四年六月四日

被登録資格の決定の基準となる日 平成十四年七月十日 (ただし、年齢について 員 長

山梨県選挙管理委員会

は七月二十日)

平成十四年七月十一日から七月十二日まで 平成十四年七月十日

Ξ

縦覧に供する期間 登録を行う日

選挙管理委員会

定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間・山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格決

直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間...... 山梨県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生

選挙管理委員会

目

次

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

選挙区)を行うべき事由が生じた。 十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙 (山梨市 山梨県議会議員(山梨市選挙区選出議員)に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二

平成十四年六月四日

山梨県選挙管理委員会

濹 道

夫

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための 署名を求めることができない。 法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)並 から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法 (昭和 二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年 山梨市の区域において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、平成十四年六月五日

平成十四年六月四日

山梨県選挙管理委員会

石 澤 道

夫

第三十二号 平成十四年六月四日

Щ

梨 県

公

報 号

外

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
	外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三十二号
目六番	
号	平成十四年六月四日
印刷所	四
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	=